

## 多目的コーナーギャラリースペース使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫区庁舎多目的コーナー内に設置するギャラリースペース（以下「ギャラリー」という）の円滑かつ効率的な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 ギャラリーは、兵庫区を中心として活動する個人及び団体に対して、文化作品等（以下「作品等」という）の展示・発表の場所を提供し、区民の文化振興に寄与することを目的として設置する。

(管理運営)

第3条 ギャラリーの管理・運営等については、兵庫区役所（以下「管理者」という）が行う。

2 管理者の事務は、兵庫区総務部地域協働課が行う。

(申し込み資格)

第4条 ギャラリーの申し込み資格は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 兵庫区に在住、在勤、在学する者

(2) 神戸市内に在住する者

(3) その他管理者の認めた者

2 前項に該当する場合であっても、神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団、同条例第2条第3号に規定する暴力団員は、ギャラリーの申し込みができない。

(展示対象)

第5条 ギャラリーの展示対象は、次に掲げるとおりとする。

(1) 絵画、書道、写真、手芸作品等

(2) その他管理者が認めたもの

2 展示対象は政治的活動、宗教的活動、営利を目的とするもの、公序良俗に反するものであってはならない。

(展示期間)

第6条 ギャラリーの展示期間は、原則として1週間以内とする。（使用開始日、使用終了日が休日の場合は、開始日についてはその次の平日とし、終了日についてはその前の平日とする。）ただし、管理者が認めたものは、この限りではない。

(使用手続き)

第7条 ギャラリーの使用手続きは、次に掲げるとおりとする。

(1) ギャラリーを使用しようとする者は、管理者にギャラリー使用申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

(2) 使用の承認は先着順とし、原則として利用調整は行わない。

- (3) 申し込みの受け付けは、原則として使用開始日の2か月前からとする。  
兵庫区に在住、在勤、在学する者は、3か月前からとする。ただし、公共団体及び公共的団体が使用する場合で、管理者が特に認めた場合はこの限りではない。
  - (4) 管理者は、同条第1号の使用申込書を受理した時は、その内容を審査し許可または不許可を決定し、(不)許可決定通知書(様式第2号及び第3号)により申請者に通知する。
  - (5) 使用を承認された者(以下「使用者」という)が、申込書に記載した事項を変更しようとするときは、管理者に申し出て、承認を得なければならない。
  - (6) 使用は、原則としてパーテーション4枚分とする。ただし、管理者が認めた場合はこの限りではない。
  - (7) 展示に要する費用は、使用者が負担する。
- (使用者の遵守事項)

第8条 使用者は作品等の展示にあたっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 作品等の展示・撤去は、管理者の指示に従い、使用者が自らの責任において行わなければならない。
  - (2) 作品等の保管・処分は、使用者が自らの責任において行わなければならない。
  - (3) 使用者は、使用終了時において、展示パネルを使用前の状態に回復し、管理者の点検を受けなければならない。
  - (4) 使用者が、展示パネルを損傷・滅失したときは、直ちに管理者にその旨を届け出て、その指示に従わなければならない。
  - (5) 使用者は、作品等の展示の設営・撤去の日時を厳守しなければならない。
  - (6) 使用者は、その他作品等の展示に関して、管理者の指示に従わなければならない。
- (作品の破損等)

第9条 管理者は、展示している作品等の破損・盗難等、一切の不慮の事故の責任を負わない。

(使用の停止)

第10条 管理者は、使用者においてこの要綱に違反する事実が認められる場合や、管理者が多目的コーナーを公用又は公共用に供する必要が生じた場合は、使用者に使用を停止させ、使用を承認した期間中であっても、展示している作品等を撤去させることができる。

(その他)

第11条 この要綱のほか、必要な事項については管理者が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年1月29日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年9月10日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。